

沖縄県「労務費見積り宣言」促進モデル工事 試行要領に関するFAQ

令和5年9月1日適用

Q1. 「労務費見積り宣言」とは何か。

A1. 建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重することを各企業で宣言することです。

基本的に、日本建設業連合会 2018.12.21 制定の「労務費見積り尊重宣言」実施要領を確認し、各企業の方針により判断し宣言するものと考えております。

Q2. 「労務費見積り宣言」するメリットはあるか。

A2. 建設業における労務賃金改善に寄与するものと考えております。

Q3. 総合評価落札方式において「労務費見積り宣言」するとし加点されたが、工事受注後に実施しなかった場合は、ペナルティーはあるか。

A3. 発注者が工事完成時に行う履行確認において、下請企業から元請企業への見積書における労務費(労務賃金)が内訳明示されていることが確認できない場合は、工事成績評定「法令遵守等_8.その他」で減ずる措置を行います。なお、確認対象となる1次下請契約が無いことが確認できた場合は、減点の対象外とします。

Q4. 総合評価落札方式において「労務費見積り宣言」の加点はないが、工事受注後に「労務費見積り宣言」を行った場合は、工事成績評定で加点はあるか。

A4. 「労務費見積り宣言」を行ったのみでは工事成績評定で加点はありません。

受注者が工事完成日までに、「労務費見積り尊重宣言」を公表している場合で、見積書における労務費(労務賃金)の内訳明示が行われていることに加え、注文書に労務費(労務賃金)が内訳明示されていれば、工事成績評定「5. 創意工夫」の「その他」において評価します。

Q5. 発注者における「労務費見積り尊重宣言」の確認は、どのように行うのか。

A5. 総合評価落札方式の申請書及び確認資料提出時に次の①及び②の両方とも満たす資料を提出してもらい、確認を行います。

① 労務費見積り尊重宣言を公表し、公表した事実が確認できる資料。(様式指定なし)

宣言の公表及び公表した事実が確認できる資料は、次のア) 又はイ) のいずれかで良いが、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨及び自社名を明示して宣言を公表していることが分かる資料とすること。

ア) ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能なSNS等において公表する。その場合、「掲載したページの写し」を提出すること。(発注者が実際にアクセスして閲覧可能か確認できるよう、写しには当該URLも記載すること。)

イ) 下請け企業等、社外の者が閲覧できるような場所(会社入口や廊下等)において、掲示することで公表する。その場合、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出すること。

② 下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記した誓約書。

入札・契約手続き参加企業は、申請書及び確認資料提出時に誓約書(別記様式6-3)を提出する。

Q6. 発注者が行う下請企業から元請企業への見積書における労務費(労務賃金)の内訳明示確認は、全工事を対象に行うのか。

A6. 1次下請契約金額上位1位の企業に加え、下請金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の1次下請契約の企業の見積書を対象としております。(当初契約、変更契約含む。)

Q7. 見積書における労務費(労務賃金)の内訳明示確認を行う、下請金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上(当初契約、変更契約含む。)について理由はあるか。

A7. 主任技術者又は監理技術者を、工事現場ごとに専任の者でなければならない工事(下請け工事)を対象としました。

【以下参考】

建設業法第26条第3項では配置技術者の規定があり

「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、設業法第26条第2項の規定により、置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。」となっております。

政令で定める重要な工事は、下請けする工事含め、1件の請負代金の額が4,000万円以上(建築一式工事にあっては8,000万円以上)の施設・工作物であり、詳細は建設業法第27条に記載されております。

Q8. 公告文に「労務費見積り尊重宣言」の対象工事と記載されていない場合、対象工事とならないか。

A8. 対象工事となりません。

Q9. 発注者が行う下請企業から元請企業への見積書における労務費(労務賃金)の内訳明示確認は、1次下請契約額上位1位の企業に加え、下請金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上(当初契約、変更契約含む。)の1次下請契約の企業の見積書が対象となっているが、上記以外の下請企業からの見積書における労務費の内訳明示は、行わなくてもいいのか。

A9. 「労務費見積り尊重宣言」は、現場で働く建設技能者処遇改善を目的としており、社会保険加入推進、法定福利費明示と趣旨は同じであります。よって、法定福利費の対象と同様、建設工事の直接的な作業に従事する現場作業員が対象範囲となります。

基本的に日本建設業連合会 2018. 12. 21 制定の「労務費見積り尊重宣言」実施要領によります。